

生駒市訓令甲第3号

生駒市職員採用規程及び生駒市職員被服貸与規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年3月31日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市職員採用規程及び生駒市職員被服貸与規程の一部を改正する訓令

(生駒市職員採用規程の一部改正)

第1条 生駒市職員採用規程(昭和46年4月生駒市訓令甲第3号)の一部を次のように改正する。

第2条中「、法第28条の5第1項若しくは地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第18条第1項」を削る。

(生駒市職員被服貸与規程の一部改正)

第2条 生駒市職員被服貸与規程(昭和46年4月生駒市訓令甲第5号)の一部を次のように改正する。

第2条中「常勤の」及び「並びに地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項及び第28条の6第2項に規定する短時間勤務の職を占める職員」を削り、同条第3号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

(3) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(市長が定める者を除く。)

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。